

20080/002A
20080/002B

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

保育サービスの質に関する調査研究

平成 18 年度～20 年度 総合研究報告書

平成 20 年度 総括研究報告書

主任研究者 大嶋 恭二

平成21（2009）年3月

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

保育サービスの質に関する調査研究

平成 18 年度～20 年度 総合研究報告書

平成 20 年度 総括研究報告書

主任研究者 大嶋 恭二

平成21（2009）年3月

はじめに

我が国の児童福祉施設の働き手の中心である保育士の資格の法定化（国家資格化）が平成15年11月から施行されてはや5年が過ぎた。ちなみに、平成18（2006）年10月1日現在の社会福祉施設従事者総数1,289,673人のうち、328,298人が保育士及び児童生活支援員（保育士資格所有者が主）であり、社会福祉施設で働いている従事者総数の実に4分の1以上（25.5%）を占めている。

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等に続いて国家資格化された保育士は、専門職として、利用者をはじめ社会から認知を受けるためには、多様な保育ニーズに応える質の高いサービスを提供できる専門性の確保が必須のことである。

特に、今日の保育・福祉ニーズの多様化など、児童を取り巻く環境の変化を背景に、保育士に求められる役割が増大し、また関係機関との連携の必要性も高まっている。保育士は、共働き世帯の増加や家庭、地域における児童の養育力の低下による多様な保育ニーズへの対応のほか、子育て家庭への支援、児童虐待による被虐待児や発達障害児への対応、さらには、保育と教育を一体とした総合施設（認定こども園）の制度化に伴う幼稚園教諭との連携など、その専門性に大きな期待が寄せられている。このようなことから、その社会的要請に応えるべく、多様な専門性や資質を備えた保育士を養成するため、現在は幼稚園教諭免許とは異なって単一資格となっている保育士資格そのもの、及び現行の2年間を基本とする修業年限及びカリキュラム等の養成課程のあり方、また保育士を養成する施設（学校）の施設・設備すなわち、教員の研究室、図書館（図書室）、実習室等の学習環境のあり方等の検討が必要とされるに至っている。

このような問題意識に基づき保育士の質及び専門性の向上を図る観点から、筆者を主任研究者として、平成17（2005）年度には「保育士養成施設の教育環境に関する調査研究」を実施し、平成18（2006）年度から平成20（2008）年度にかけては「保育サービスの質に関する調査研究」（厚生労働科学研究費補助金による政策科学総合研究事業【政策科学推進研究事業】）を実施している。

本報告書は、平成18（2006）年度から平成20（2008）年度の3年間で実施した「保育サービスの質に関する調査研究」の全体的・総合的報告書である。

研究の初年度（平成18年度）は、保育士を受け入れる児童福祉施設現場に対するアンケート調査と、有識者、学識経験者に対するヒアリング調査を実施した。

2年目にあたる平成19年度は、保育士を養成する指定保育士養成施設（養成校）に対して、前年度の児童福祉施設とほぼ同じ内容の質問項目でアンケート調査を実施し、ヒアリング調査は、保育士養成校の教員に対して行った。

3年目にあたる平成20年度は、過去2年間の研究結果を踏まえて、保育士の職場である各種児童福祉施設の利用者（保護者、当事者等）に対するヒアリング調査等の補足的調査を行うとともに、研究の全体的なまとめを行った。

これらの調査から貴重なデータ、見解など有益な情報を得ることができ、保育士資格及びその養成のあり方に多大な示唆を頂いた。多忙な中、協力を惜しむことのなかった関係各位に心から感謝申し上げる次第である。

平成21年3月

共立女子大学
大嶋 恭二

研究組織

【研究代表者】	大嶋 恭二	共立女子大学
【研究分担者】	石井 哲夫	社会福祉法人嬉泉
	大場 幸夫	大妻女子大学
	小沼 肇	静岡英和学院大学
	金子 恵美	日本社会事業大学
	高野 陽	東洋英和女学院大学
	柴崎 正行	大妻女子大学
	西村 重稀	仁愛女子短期大学
	増田 まゆみ	目白大学
【研究協力者】	(50 音順)	
	赤坂 榮	足立区教育委員会
	石井 章仁	城西国際大学
	尾木 まり	子どもの領域研究所
	金森 三枝	東洋英和女学院大学
	三溝 千景	田園調布学園大学
	塩谷 香	東京成徳大学
	高橋 貴志	白百合女子大学
	西海 聡子	宝仙学園短期大学
	守山 均	日本福祉大学
	矢藤 誠慈郎	愛知東邦大学

研究要旨

近年の保育需要の多様化や被虐待児、発達障害児への対応など、保育士には、児童福祉施設において直接子どもの保育、養護にあたるとともに、保護者への支援、地域の子育て家庭への支援など、その専門性に大きな期待が寄せられている。本研究は保育士の質及び専門性の向上を図る観点から、その資格及び養成のあり方について幅広く研究することを目的とした。研究結果の概要は以下のとおりである。

保育士資格は、年齢別・領域別に分けるよりも総合的な資格とする。保育士資格を現行の2年間養成を基盤とする単一資格とするよりも、幼稚園教諭免許のように二種（短期大学等）・一種（大学等）・専修（大学院）のように資格の段階化を図る、あるいは2年制養成を基礎資格としながら、4年制養成資格の創設とそのことに伴うステップアップの仕組みを作る。さらには、大学院教育において、より専門性の高い保育士の養成を志向する。

また、保育士としての専門性の一定水準の確保のために、養成校卒業に加えて国家試験を課すことや教員免許のように更新制など何らかの仕組みを作る必要性、現場での実地体験（実習、ボランティアなど）や実務経験を課すなどの条件の下に現行の保育士試験の制度を継続する等々、について積極的に評価している児童福祉施設現場及び養成校、現場の有識者、学識経験者、養成校教員の意向、考え方の一端を知ることができた。ただ、養成校卒業に加えて、新たに国家試験を課すことについては、児童福祉施設の現場では70%以上が必要としているのに対して、養成校側は約40%であり、30ポイント以上もの開きがあった。

これらの結果は、今後の保育士資格及びその養成のあり方を検討する際の基礎的資料の一つとなると思われる。

目次

はじめに

研究組織、研究要旨

[I] 平成18年度～20年度 総合研究報告書	1
I 研究の概要	
II 調査の示す保育士養成の現状と課題	
III 調査を踏まえての研究の結果	
IV 保育士資格及び保育士養成の今後の方向性	
[II] 平成18年度 厚生労働科学研究費政策科学推進研究事業 「保育サービスの質に関する調査研究」総括研究報告書	31
第1章 保育士養成に関する研究	
第2章 保育所保育指針に関する研究	
[III] 平成19年度 厚生労働科学研究費政策科学推進研究事業 「保育サービスの質に関する調査研究」総括研究報告書	139
第1章 研究の目的と方法	
第2章 質問紙調査の結果	
第3章 聞き取り調査の結果	
第4章 考察	
第5章 まとめと今後の課題	

- 第1章 研究の意義・目的・方法
- 第2章 保育士養成における利用者の意向に関する調査
- 第3章 保育士養成課程(カリキュラム)案
- 第4章 4年制保育士資格とステップアップの仕組み
- 第5章 大学院教育による保育士養成
- 第6章 養成施設卒業時に(国家)試験を課すことについて
- 第7章 保育士試験について
- 第8章 結果の要約と考察
- 第9章 まとめ

厚生労働科学研究費政策科学推進研究事業
「保育サービスの質に関する調査研究」

[I] 総合研究報告書

(平成18年度～20年度)

[I] 平成18年度～20年度 総合研究報告書

平成18年度～20年度の3年間に及ぶ保育士資格及び保育士養成についての研究の結果を要約すると以下のとおりである。

I 研究の概要

1. 専門職と専門性

我が国の児童福祉施設の働き手の中心である保育士の資格の法定化(国家資格化)が平成15年11月から施行されてはや5年が過ぎた。ちなみに、平成18(2006)年10月1日現在の社会福祉施設従事者総数1,289,673人のうち、328,298人が保育士及び児童生活支援員(保育士資格所有者が主)であり、社会福祉施設で働いている従事者総数の実に4分の1以上(25.5%)を占めている。

そもそも国家資格とは、国会での審議に基づき制定された「法律」によって位置づけられているものであり、「保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」(18条の4)と定義している。すなわち、保育士とは、保育士の名称を使用して児童の保育及び保育に関して保護者の指導を行うことを業とする者であって、保育士登録簿に登録をした者となっている。また、同法では保育士としての信用失墜行為の禁止、守秘義務、保育士資格所有者以外の者が保育士の名称の使用禁止(名称独占)並びに罰則規定などを明確に示している。

法施行前の保育士資格は、昭和23(1948)年の児童福祉法施行令第13条において、「児童福祉施設において、児童の保育に従事する者を保育士といい、厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者、保育士試験に合格した者をもってこれに充てる」とし、児童福祉施設で保育士としての業務を行うこと

を認めている任用資格であり長い歴史を持っていた。

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等に続いて国家資格化された保育士は、専門職として、利用者をはじめ社会から認知を受けるためには、多様な保育ニーズに応える質の高いサービスを提供できる専門性の確保が必須のことである。近年の少子化傾向の中での児童の社会性育成の機会の縮小、児童虐待の増加に典型的に見られる家族の養育機能の脆弱化など、児童・家族問題の多様化、複雑化に対応できる力量が保育士に要請される。保育士の職務の独自性として、「児童の生活に直接関わり援助しながら、個々の児童の発達を支援する」(注)ことがあげられるが、この児童の保育・養護に加えて、保護者への保育に関する指導、すなわち親、家族に対する相談援助や、地域社会の中での子育て支援が保育士の職務として要請されるにいたっている。保育所を中心とした多くの児童福祉施設の中で、保育士という職務が、児童・家族を、そして地域をより身近に捉えて総合的に家族支援ができる可能性のあることを踏まえてのことである。

このように、保育士資格が法定化され専門職としての専門性がますます強く要求されるようになった。一般的に専門職という場合、その分野、領域あるいは事柄を専門に研究し、深く精通しているものをもって、いわゆる専門性を備え、それでもって自分の業としているものであると思われるが、社会福祉専門職(保育士も含まれる)として成立するための条件として、複数の研究者によって主として1970年代、80年代にいくつかの概念が紹介され、検討され、今日に至っていると思われる。保育士としての専門職を構成する要素として、①体系的な理論と技術、②体系的な養成課程と現任訓練、③専門職としての組織化、④倫理綱領、⑤テストか学歴による社会的承認等があげられる。これを保育士についてみると、全国保育士会としては、構成要素の一つである倫理綱領について、平成15(2003)年3月、「全国保育士会倫理綱領」を発表している。その倫理綱領の8番目は、「私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、

専門職としての責務を果たします。」となっている。また同じく専門職構成要素としての保育士の組織化（「全国保育士会」）もなされており、「テストか学歴による社会的承認」についても一応は整備されている。「体系的な養成課程と現任訓練」をみると、養成課程については、保育士を養成する学校その他の施設におけるカリキュラムは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により示され、全国的に統一した課程を修めたものが取得できる資格を得ることができるようになっており、時代や社会の保育・福祉のニーズに伴って常に見直しが必要とされるものであることが前提とはなっているが、各種児童福祉施設において子どもの保育と保護者等への支援を行う保育士の専門的養成カリキュラムとして十分とはいえなくても一応の体系化がなされている。一方、「体系的な現任訓練」については、現在も課題として残されているといえよう。職場内、職場外を含めて研修の機会が保障され、学びへの積極的な取り組みが今こそ求められている。

社会福祉専門職の一つとしての保育士の専門性は、福祉的実践の担い手として、まず、その個人（保育士）の幅広い、豊かな人間性であり、これが基礎となる。その上に、「専門的知識（保育の理論、子ども・保護者等に対する対象者理解、保育制度を含めた各種社会福祉制度等に関する知識など）」と、「専門的技術（保育所を含めた各種児童福祉施設における保育・養護の方法・技術、社会福祉援助技術等）」があり、それらの上に実践に携わる者の持つべき価値観ともいうべきもの、すなわち、子どもを一人の人格主体として尊重する姿勢、守秘義務等の人権擁護の視点や自立支援の視座等の子ども観、人間観などによって構成される。

以上のような専門職としての保育士がその専門性を維持し、向上させるための課題、特に保育士養成の課題について検討することにしたのが今回の調査研究である。

（注1）

『保育士養成資料集 第31号』 社団法人全国保育士養成協議会 2000年10月 71頁

本報告は、その時点の保育士資格の法令上の位置づけについての詳細な研究であり、社団法人全国 保育士養成協議会専門委員会の平成12年度研究『保育士養成課程と関連する専門職養成課程の比較研究』の収録である。

2. 研究の目的、方法、内容等

今日の保育・福祉ニーズの多様化など、児童を取り巻く環境の変化を背景に、保育士に求められる役割が増大し、また関係機関との連携の必要性も高まっている。保育士は、共働き世帯の増加や家庭、地域における児童の養育力の低下による多様な保育ニーズへの対応のほか、子育て家庭への支援、児童虐待による被虐待児や発達障害児への対応、さらには、保育と教育を一体とした総合施設（認定こども園）の制度化に伴う幼稚園教諭との連携など、その専門性に大きな期待が寄せられている。このようなことから、その社会的要請に応えるべく、多様な専門性や資質を備える保育士を養成するため、現在は幼稚園教諭免許とは異なって単一資格となっている保育士資格そのもの、及び現行の2年間を基本とする修業年限及びカリキュラム等の養成課程のあり方、また保育士を養成する施設（学校）の施設・設備すなわち、教員の研究室、図書館（図書室）、実習室等の学習環境のあり方等の検討が必要とされるに至っている。このような問題意識に基づき保育士の質及び専門性の向上を図る観点から、平成17（2005）年度には「保育士養成施設の教育環境に関する調査研究」（主任研究者大嶋恭二）が実施されている。さらに、平成18（2006）年度から平成20（2008）年度にかけては、「保育サービスの質に関する調査研究」（主任研究者大嶋恭二）を実施している。

この3年間の「保育サービスの質に関する調査研究」では、まず、平成18（2006）年度は、保育所や児童養護施設や障害関係施設などの保育士が勤務している社会福祉施設現場に対してアンケート調査と、アンケート調査と同じ項目を保育、福祉施設関係者及び学識経験者等の有識者に対するヒアリング調査をしたものである。

アンケート調査は、保育実習を受け入れること

のできる16種類、3,042施設に対し質問紙を郵送した結果、1,182票の有効回答を得、回収率は38.9%であった。

また、ヒアリング調査は、保育士資格と保育士養成課程のあり方について、質問紙によるアンケート調査で尋ねた内容について、より詳細な意見を得るために、またそれらの意見の背景を明らかにすることをとおして調査研究の精度を高めることを目的に、児童福祉、保育士養成に造詣の深い学識経験者及び、児童福祉の現場で実践及び研究を重ねている施設長等の有識者14名の合計18名に対して行った。

平成19（2007）年度は、全国の指定保育士養成施設（養成校）で、社団法人全国保育士養成協議会加盟している436校に対して、施設調査と同様の内容でアンケート調査を実施し、回収率は273校62.6%であった。また、ヒアリング調査は、保育士養成校教員22名であった。

平成20（2008）年度は、保育士が勤務する施設の利用者の声、すなわち、意見や意向を利用者本人及び保護者から聞く必要があるとの認識のもとに調査を実施した。調査対象は、保育所、養護系施設、障害（児・者）系施設の利用（経験）者本人又は保護者で、保育所の保護者2名、養護系施設利用経験者3名、障害系施設の保護者2名の計7名であり、調査内容は、①利用者及び保護者にとっての望ましい保育士像、②施設の利用をとおして良かった経験、助かった経験、困った経験、③保育士養成課程への示唆等であった。あわせて、過去2年間の調査研究を踏まえて、今後の保育士資格及び保育士養成のあり方について考えてみるものである。

II 調査の示す保育士養成の現状と課題

1. 保育士養成の教育内容について

(1) 今後さらに充実が必要な科目

現行の養成課程の必修科目のうち、今後さらに充実させる必要があると思われる科目については、施設・養成校の質問紙調査結果は共に、「家

族援助論」が最も高く、次いで「発達心理学」「障害児保育」となっている。施設・学識経験者のヒアリング結果も同様の傾向を示しており、保護者支援・子育て支援や相談援助技術、障害・虐待への対応、病児保育にかかわる教科目の充実を求めている。養成校のヒアリング結果も、「ソーシャルワーク（相談援助技術）」「保護者支援に関する科目」など、これらの科目の充実を求めている点では同様である。平成13年児童福祉法改正によって、保育士は国家資格として位置づけられ、「児童への保育」と「保護者への保育指導」が、その業務の両輪として位置づけられた。このような社会的要請に応えるには、まず保護者を支援するための専門性の確保が課題となっていることがこの回答結果に表れているといえよう。また、子どもの保育

にあたっては、発達への理解と知識、さらには発達障害にも対応できる専門性が求められていることがわかる。

(2) 今後、必要と思われる科目

現行の養成教育課程にはないが今後必要と思われる科目については、施設・養成校の質問紙調査結果は共に、「倫理・保育者論」が最も高く、施設・学識経験者・養成校へのヒアリング結果も同様の傾向を示している。例えば養成校へのヒアリングでは、「学生に保育士としての使命感を持つよう動機づけていく。保育原理でやる方法もあるだろうが、独自科目として設置することも要検討」等の意見がきかれた。

また、養成校への質問紙調査結果を学校種別で見ると、「施設経営・運営に関する科目」は四年制大学が各種・専修学校、短期大学より高く、このような領域が四年制養成に求められていると考えられる。逆に四年制大学が低い科目は「倫理・保育者論」であり、これは一般教養課程にある哲学や倫理に関する科目などで補われているためとも考えられる。

また、養成校へのヒアリングで特徴的であったものは、「保護者理解：保護者支援については家族援助論があるが、それでは不足。子どもの発達

の理解の科目と同様に保護者、家族を理解し、いかにアセスメントするかということも必要」、「子ども虐待への保育士の対応など：虐待をする保護者への対応以外にも、保育士が虐待を発見したらどうすればよいか、保育士は介入まではできないが、予防のために何が必要か、専門機関との連携などソーシャルワークについての授業時間があったらいいのではないか。」という意見であった。

(3) 養成校の独自性について

養成課程の科目や内容について、質問紙調査結果では、「個々の養成校の独自性をより活かす」という意見が施設・養成校ともに過半数を占めている。特に養成校で8割を占めていることが目を引く。この背景として、昨今の指導調査等により、各養成校の独自性を発揮しにくくなっている現状があることも考えられる。

ヒアリング結果も、同様の傾向であった。施設へのヒアリング結果をみると、基本的な部分を共通化し、その上に養成校の独自性を積極的に打ち出していくという意見が顕著である。学識経験者へのヒアリング結果も、多様な専門性を持つ保育士が必要であり、養成校の特色を出せるようにする、という方向が示された。養成校へのヒアリングでは、国家資格にふさわしい基本的な部分を示した上で、養成校における科目設定の自由度を増し、学生の選択の幅を設けることが望ましいという意見が多くみられた。特に、地域のニーズに応じた内容を養成に組みこんでいくという視点が特徴的で、例えば「子育て支援に関わる部分では、都市部、山間部などで、現場に求められるものが異なるため、その地域の課題にあった学習もなされるべきである」と考える」などである。

(4) 保育実習をより充実させるための内容

保育実習をより充実させるための内容として、質問紙調査結果では養成校・施設共に、「事前事後指導を充実」「実習段階（達成課題）の明確化」が高い。さらに養成校で「帰校日を設けて振り返りを行う」が3割を占めており、学生に対する指

導強化が必要とされている養成校の現状が表れているというよう。

施設へのヒアリングでは、実習方法や指導の工夫、養成校と現場との相互理解や連携を深めることによって、実習の充実を図るという意見が多くきかれた。

養成校へのヒアリングをみると、実習日数については、長期化が望ましいが実際には難しいという意見が多い。例えば「養成の立場から見ると実習の充実は必要だが、①受入側の事情、②2年間という養成期間の制約、③多くのところで幼稚園教諭免許との併修が行われている等の観点から、実習日数の増加などは養成側の事情だけではきめることはできないだろう」などである。さらに、帰校日の設定、ボランティアやインターンシップの導入、実習センターの設置、学内で学ぶ理論と現場での実習を有機的に関連づけて学びを深める提案などがみられた。例えば、「実習を挟んで、実習前に保育原理Ⅰ、実習後に保育原理Ⅱという風に通年の講義は、実習を挟んだ前後にしてほしい。保育内容総論も通年で取るとしたら、実習を挟んで前後」などのように、実習と講義と連動した取り組みが提案されている。

(5) 養成校と現場の協力関係に必要なこと

この質問は養成校のみの追加項目である。養成校と現場の協力関係に必要なこととして「定期的な打ち合わせの機会を作る」「研修・研究等を共同で行う」が高い。「担当のスタッフを配置する」は四年制大学で高く、各種・専修学校で低い傾向がみられる。

養成校と現場の協力関係構築に関して実際に行っている方法等についての自由記述では、①実習先との懇談会・連絡会など、連絡の機会を作ることによって協力関係を得る、②学生ボランティアを通して関係をつくる、③養成校の教員が、保育者の研修で講演を行ったり、自らの研究成果を実践現場に提供するなど、教員の社会的活動を通して関係をつくるなどがみられた。養成校へのヒアリングでも、養成校による公開講座の開設や現任研修・リカレント教育への対応が提案されている。

また一方通行ではお互い学び合うことはできないとして、「我々教員も、現場から学ぶ機会を設けて積極的に現場に向向くことが必要である。」という意見がみられた。

(6) 教育内容・方法の工夫

教員の教授法の工夫や授業力の向上、子どもとの関わり、教員の採用、科目間・教員間の連携等が挙げられている。特徴的なものとして、

- ①シラバスの充実
 - ②入学前教育、ボランティア活動、サービスランニング等の推進
 - ③保育実習や履修ガイダンス等への支援事務・システムの充実
- などの意見があった。

2. 保育士資格の性格について

(1) 保育士が対象とする児童の年齢範囲

現行の保育士資格は、保育所を含めた幅広い児童福祉施設全般を対象とし、子どもの保育と保護者への支援を行う資格という位置づけとなっている。このような保育士の基本的性格についての捉え方を、調査から探ってみる。

まず、保育士が対象とする子どもの年齢について、質問紙調査結果では、施設・養成校共に、「就学前後で別資格とせずに現行通りとする」という意見が約6割を占めている。一方で、就学前後で分けた方が良いという意見が、養成校・施設共に、4割近くみられる。

施設・学識経験者・養成校の三者へのヒアリング結果では、多様な意見が見られた。

まず、現行のとおり、保育士資格は0歳～18歳未満の児童を対象とする資格とする意見としては、①保育士としての資質には18歳までの幅広い子どもの理解が不可欠である。例えば、「児童の年齢を就学前に限る必要はない。児童養護施設などに就職しなくても、就学後の成長の見通しをしっかりもてることは重要。人間の成長を幅広く学ぶことが大切」などの意見である。次に、②人材確

保の観点から、資格を狭めずに幅広くしておくべきである。「他領域への異動や、同一法人内の種別の異なる施設への異動などの際に制約になる」など。③基本は0歳から17歳までとし、その上に専門分化していくべきである。「第一段階の養成では18歳未満の全ての子どもを対象とし、これを踏まえた第二段階の養成では、乳幼児を専門とする、学童を専門とする、思春期を専門とするものにそれぞれ分ける」という意見等である。

一方、0歳～就学前までと、就学後～18歳未満に分けて、別の資格とする意見は、幼稚園教諭免許との整合性から就学前と後を分けるというものに集約される。すなわち、「乳幼児期に特定する」、「就学前までの子どもをケアするコースと、18歳までをケアするコースがあってよい」、「高齢児対応について、充分養成されているとはいえない」、「14歳以上の対応は、保育士では難しい」などである。

(2) 総合的な資格か、領域別の資格かについて

保育士資格を現行の通り一本化した資格とするか、あるいは領域別に分けた資格とするかについて尋ねたところ、質問紙調査結果では、養成校・施設共に、現行の通り「領域別に別資格とせずに現行通り全ての児童を対象とするとする」という意見が6割以上を占めている。

施設・学識経験者・養成校の三者へのヒアリング結果では、一つは、現行通り総合的な資格とするものである。ただ、総合的な資格とする場合も、ジェネリックな資格とした上で、その後に領域別にスペシフィックに学ぶなどの考え方が見られる。すなわち、領域別に分ける場合も、2年間で総合的に学び基礎資格を得て、その後の2年で専門領域別に学んで資格を分けるという考え方である。

一方領域別に分けるという意見は、幼保の統一資格と施設保育士の2つに分けるという意見が代表的である。すなわち、「総合的だが、医療、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設といった拡がりで見ると、保育所保育士の機能と異なる要

素もある」である。

3. 保育士養成年限等について

(1) 保育士の養成年限について

現行の保育士資格は、二年間養成を基盤とする単一資格となっているが、質問紙調査結果では、施設・養成校共に「二種・一種・専修」と養成年限の異なる資格として段階化するという意見が高い。全ての保育士養成を「四年間養成課程」にするという意見は、有意に施設が高い。すなわち、現場はより、四年間養成を求めているといえる。また学校種別でも違いが見られ、四年制大学で「現行の二年間養成課程の単一資格とする」という意見は有意に低い。これに対して各種・専修学校は「二種・一種・専修制」とするという意見が、有意に低い。

ヒアリング結果も同様の傾向であり、現行の二年制養成に加えて四年制養成を創設するという意見が多い。養成校では2年間では十分でないという認識が多く、その中には、3年制に延ばすという意見も見られる。ただし4年制の必要性を唱える場合でも、2年の基礎資格ともう2年での専門資格といった考えや、幼稚園教諭と同様に2年制、4年制、修士課程という段階化の意見も見られる。また大学院・専門職大学院への言及が顕著で、保育士の専門性へのニーズが高まっていることがうかがえる。

四年制養成課程の資格が必要とする理由については、養成校・施設共に高いものは、「高度な保育」「相談援助技術」「心のケア」「子育て支援」「高度な障害児保育」「高度な養護」である。

なお、仮に四年間養成の資格を新設するとした場合に、二年間の保育士資格を有して現場で働く者が、一定の現場経験の後に四年間養成課程の資格を有することができるような仕組みを設けることが必要と考えるかについては、アンケート、ヒアリング結果ともステップアップの仕組みが必要としている。

(2) 大学院での保育士養成

大学院での保育士養成については、「専門職養成を行う」「研究を中心とする」をあわせて、なんらかの大学院での保育士養成が必要という意見は、施設（6割）・養成校（8割）共に高い。「大学院が必要ない」は施設と養成校間で差がみられ、養成校に大学院は必要という意見が高い。施設では、研究を行う大学院よりも専門職養成を行う大学院について必要という意見が多いことが特徴である。

ヒアリング結果では、学識経験者、養成校教員とも大学院までを視野に入れた意見が多い。「大学院での養成も、特に高度専門職大学院の領域で大事」という意見や、「いずれ保育学博士を創らなければならないが、その時には幼保が一緒になっての保育学博士が必要」という意見などである。

(2) 3年間の養成について

3年間の養成についての自由記述では、全体的な傾向として、当然であるが、3年制への支持は短期大学でより高く、大学でより低いことがうかがえた。代表的な意見は、「共通基盤を二年制として、さらにその後一年間を上乘せして専門的な学習をする」、「どちらかといえば子どもの保育中心が2年制、保護者への支援は4年制で、3年制そのどちらにも対応できる」などである。

4. 保育士資格と他資格との関係

(1) 二種幼稚園教諭免許との関連づけ

今後の保育士資格と幼稚園教諭二種免許との関連については、質問紙調査結果をみると、施設では「今後は保育士資格と幼稚園教諭二種免許を共通化（一本化）する」という意見が高い。養成校では「共通化する」「現行のとおり別々の資格・免許とする」がほぼ半々であった。

施設の有識者へのヒアリング結果をみると、共通化の提案は、保育所と幼稚園の一体化した認定子ども園の発足を背景にしており、「将来的には一つの資格になることが望ましい。教育機能を持

ち、地域や家庭を支援するセンターで働く総合的な職種に「違いがよく分からない。乳幼児期に教育と子育てを分けて成り立つのか」などの意見がみられた。養成校教員のヒアリングでも、「一本化すべき」とする意見には、「一本化すべき」という自らの見解からの意見と、「一本化の流れとなるのでは」「片方だけでは就職試験が受けられない」といった社会的・現実的な情勢を加味した意見があった。

一方、「現行通り別々の資格・免許のままでよい」とする理由として、保育士の専門性を明確にしてそれを発揮する必要性、すなわち、「幼稚園は3歳以降が対象。0歳からの発達の連続性の確保、養護と教育が一体となった保育、保護者との連携、家庭支援など、保育士として大切な専門性がある。幼保を一体化するのではなく、保育士の専門性を活かしていく」に典型である。養成校ヒアリングにおいても、現行通り保育士資格と幼稚園教諭免許を「一本化すべきでない」という意見の中には、児童虐待や家族援助の必要性などの社会福祉的な観点から、それぞれの専門性の違いを挙げ、現行のように分けたままの方がよいとするものである。

また、学識経験者へのヒアリング結果をみると、幼稚園教諭にとどまらず、近接領域の資格についての専門性を整理した上で、関係を確認するという意見もみられた。すなわち、保育士資格と幼稚園教諭の同時取得における科目の整理、保育士資格を段階化した上での幼稚園教諭免許との部分的統合化の検討、児童指導員も含めた子どもと家庭に関連する領域の専門性の整理と関係の確認、などが挙げられている。養成校へのヒアリングでは、現行通り保育士資格と幼稚園教諭免許を「一本化すべきでない」という意見の中には、児童虐待や家族援助の必要性などの社会福祉的な観点から、それぞれの専門性の違いを挙げ、現行のように分けたままの方がよいとする意見があった。

(2) 介護福祉士資格との関連づけ

養成校・施設共に「現行の通り（保育士資格を

有する者は1年間の介護福祉士養成課程で介護福祉士資格を取得できる）」が、「関連を持たなくて良い」を上回っている。

施設へのヒアリング結果からは、「特に反対はしない」「そのような道があるなら残しておく」「関連すればそれに超したことはない」「ケアという意味での本質は同じでできなくはない」というような、どちらかといえば消極的な継続といった意見が多く見られる。

養成校へのヒアリングでは、介護福祉士との関連は「障害児者施設への就職には必要」等、介護技術が必要とされる分野においての必要性や、「同じケアワーク」、「重なりが多い」等、保育士の学びや業務内容と関連する部分があるとする意見があった。一方で、「子どもの権利保障の保育士とは異なる」「介護の側からすれば疑問があるのでは」等、現状では望ましくないという意見もあった。

(3) 社会福祉士との関連づけ

養成校・施設共に「今後、社会福祉士資格と関連づけていく」が、「関連を持たなくて良い」を上回っている。

施設へのヒアリング結果をみると、社会福祉士と保育士の両資格を持つことによって「より高い専門性と幅広い視野で利用者のニーズに応えることができる」「リーダーとなる人材には保育士＋社会福祉士も必要である」「資格はともかく、児童養護なら保育士も社会福祉士の勉強をしておいた方がよい。保護者支援のためにシステムを勉強しておく必要があるため」という専門性向上のために必要であるという意見である。

学識経験者のヒアリング結果も、関連づけを図るという意見であった。それらは、「保育士と社会福祉士の職務関連はソーシャルワークとケアワークの養成システムの中での緊急検討課題であり、関連づけを図るべき」、「現状では社会福祉士の科目に養護原理、保育原理、療育原理などの子どもの援助についての科目が入っていない。養護と保育を一緒にして養育概論、障害児との関わり療育概論、介護概論の三つを選択科目にす

るというような内容を是非導入すべき」という社会福祉士養成課程への提案もみられた。

養成校へのヒアリング結果では、保育士資格が「地域の保育ニーズをコーディネートする」「関係機関との連携」「ソーシャルワークの専門性」等、家族援助、子育て支援の必要性があることから、社会福祉士資格との関連が必要であるという意見みられた。

5. 国家試験の導入について

社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士等の福祉系の他の国家資格には、養成校で規定の単位を修得した後に、国家試験を受験し、これに合格することによって資格を取得することができる。一方で保育士については、養成校で定められた単位を履修して養成校を卒業すると保育士資格を取得することができる。今後、保育士資格取得のために、養成校の卒業に加えて国家試験を課すことについて、尋ねた。

結果をみると、養成校と現場との差が顕著である。「必要最低限レベルの試験」「難易度の高い試験」を合わせ、なんらかの試験を課すことを求めているものは、施設では7割以上となっている。これに対して養成校は、約4割が試験を課すことを求めており、約5割は「現行のままでよい」としている。試験の内容については、施設、養成校共に「必要最低限のレベル」が高い。養成校では、学校種別により差がみられる。「現行のまま国家試験無し」という意見は、高い順に「各種・専修学校」「短期大学」「四年制大学」の順となっている。このような傾向は、養成校の運営等の事情が背後にあること、あるいは、四年制大学は、保育士により高い専門性を求めていることなどの表れかということが考えられる。施設・学識経験者へのヒアリング結果は同様の傾向であり、保育士の質を一定水準に確保するためのなんらかの仕組み・方法等を求める意見が多く、国家試験の導入に賛成する意見が大勢を占め、試験の水準についても最低限の知識を問う内容とするという意見が多い。養成校のヒアリング結果は、条件付の賛成などもあり、多様である。国家試験の導入

に積極的な意見（理由）としては、①保育士の質の確保・向上の観点からで、「入学した人が全員卒業できる現行の仕組みの中で、卒業資格イコール保育士資格とするかは問題」に代表される。次いで、②保育士への社会的信頼・評価・地位の向上のため、③国家資格としての位置づけで、「福祉の世界ではほとんど国家資格になっているので、統一して進むべき」などであった。一方で、国家試験を導入することに消極的な意見は、①知識偏重への危惧で、例えば「試験が導入されることで、知識重視の教育になり、養成校の豊かな取り組み（自分のものになっている知識を育てる・学び方を学ぶなど）が損なわれるのではないか」、②受験予備校化して豊かな学びを損ねることへの危惧で、「養成の場での学ぶ目的が試験のためというような形で矮小化されることが危惧される」などが代表的である。更には、③保育士の専門性は生涯発達させていくことに特質があるのであって、「試験を通ればよいというものではなく、基礎知識の上に経験を積むことが必要な分野」という意見もみられた。

また、今、ここで、保育士資格取得のために、保育士養成校卒業に加えて国家試験を課すことについての調査結果をみたが、保育士になるための資格取得の方法の一つが、指定保育士養成施設（保育士養成校）を卒業することであり、社会福祉領域における他の専門職、例えば、社会福祉士や精神保健福祉士のように養成校を卒業後、国家試験を受け、合格した者がその資格を得るというものになっていない。このことは一方で、養成施設が専門職に相応しい教育をすることを要請されていることでもあり、保育士になることを希望する学生に対して、講義・演習や実習等に対応できるだけの態勢が、いわゆる教員の数や質、学校の施設設備等の教育環境が整っていることが前提となっている。

1948（昭和23）年の制度発足以来半世紀以上にわたって続いている指定保育士養成施設の教育環境については、国（厚生労働省）による幾たびかの通知による変遷を経て今日に至っているが、一方で、平成16（2004）年度の総務省の管区行政評価局による「保健福祉・食品衛生関

係養成施設の指導監督に関する行政評価・監視」による評価・監視の結果では、保育士養成施設が指定基準を守っていない例が見られるとし、厚生労働省の各地方厚生局に対して、養成校を指導するような所見が出されている。

専門職養成に相応しい教育環境とは、またその基底となる保育士養成施設の指定基準は如何にあるべきかがあらためて問われていることから、平成17年(2005)年度に「保育士養成施設の教育環境に関する調査研究」(注2)を行っている。この研究をとおして明らかになったことは、専門職として相応しい保育士養成の教育環境の水準、またそのことを規定する指定基準のあり方そのものが、現在のものでいいのかという疑問である。いうまでもなく、すべての養成校が、保育士養成にあたっては、国(厚生労働省)の示す指定基準をクリアしているからこそ、指定保育士養成施設としての認可を受けている。しかしながら実態は、各種別(大学・短期大学、専修学校等)養成施設(養成校)によってかなりの差があり、「保育士」となる基礎資格を得るという視点からみたととき、同じ保育士であっても、入学した施設(養成校)によって、その学びの幅、深さに大きな差がみられるということであった。なかでも学びの基本となる「図書に関する環境」や、より質の高い教育、指導をするためには必須の条件である教員の研究室の確保等の面での差の大きさであった。学生は結果的にはどの養成施設であっても「保育士となる資格を取得する」ことができることから、児童の保育とともに親への保育指導を含めた国家資格を有する専門職としての一定の水準を保つための指定基準のあり方が、今一度検討されなければならないことと同時に、保育士の専門性を一定水準に保つためのシステム等の構築の必要性が確認されたものであった。

6. 保育士試験による資格取得について

質問紙調査結果をみると、養成校・施設共に、「今後、保育士取得試験については、新たに条件をつけて行う」という意見が多い。

施設、学識経験者、養成校ヒアリング結果も同

様の傾向であり、多様な人材確保のために残すべきという意見が多く見られるが、ただし、実習やスクーリングを課すことを条件とする意見が大勢である。

7. 保育士課程全般について

平成18(2006)年度の児童福祉施設でのアンケートでは、①福祉施設で働く保育士の役割の重要性、②感性・人間性・常識・知識等人としての基本、③カリキュラムの見直し等がよせられた。

また、平成19(2007)年度の養成校に対するアンケートでは、①学生の基礎学力やコミュニケーション能力の育成など養成校における教育に関すること、②子育て支援の知識・技術、コミュニケーション能力、豊かな人間性と教養、使命感や責任感等保育士の資質等に関すること、③保育士の待遇や社会的地位の向上など保育制度に関することなどが挙げられていた。

Ⅲ 調査を踏まえての研究の結果

平成20(2008)年度は、過去2年間の調査研究を基に、児童福祉施設利用者の意向の把握、保育士養成課程(カリキュラム)案の策定、4年制保育士資格の創設とステップアップの仕組み、大学院教育による保育士養成、保育士養成施設卒業に加えて国家試験を課すこと及び現行の保育士試験のあり方について、今後の方向性を考えるための研究を実施した。

1. 保育士養成における利用者の意向に関する調査

本年度は、保育士が働く職場である施設の利用者の声、すなわち、意見や意向を利用者本人及び保護者から聞く必要があるとの認識のもとに調査を実施した。

調査対象は、保育所、養護系施設、障害(児・者)系施設の利用(経験)者本人又は保護者で、保育所の保護者2名、養護系施設利用経験者3名、

障害系施設の保護者2名の計7名であった。

調査結果について概観すると以下のとおりである。

まず、調査対象者からあげられた望ましい保育士像についての意見では、「子どもの視点で、子どもにとってどうかを考えることのできる職員」など子どもを主体とする視点、障害系施設における「子どもと接する姿を見て、子どもの反応により、大事にされていることが分かる」などという子どもへの愛情について視点などで挙げられた。また、親身になるでは、養護系施設の利用者の弁として、「付きっきりでいる」、「気遣ってくれて、残っていてくれた」、「マンツーマンでつきあってくれた」など、集団としての子どもではなく、一人ひとりの子どものニーズに応えようとする姿が語られている。子どもの人権の尊重については、保育所での「子どものしかり方」についての指摘で、「他の子どもがいないところで、その子どもの発達に応じた叱り方をしてほしい」という要望が述べられている。保護者への対応では、保育士の保護者の「働いていることを応援してもらえて、支えられた」というように、保護者としての頑張りを求められることはプレッシャーになるが、職業人として共感や理解を示されることが保育者への信頼につながるというものである。一方で問題点として「伝え方の悪さ・まずさ」が指摘されている。また、障害児の場合、家庭でもできる小さいことでも助言を受け、「成功体験を共有し、子どもの変化が喜べる」ことが大事であることや、「保護者が早期に障害受容できることが、子どもの人生の幅を広げるためにも大切であるが、その事実を受け止めるための手伝いができるのが保育士」であるなど、保育士の役割の重要性の示唆もあった。

次に保育士養成への示唆についてみると、子どもの発達の理解、養成課程においては発達心理学、また小児保健、障害児についての知識を持ち、小児科医師とは異なるケアのできる保育士やまた、学童期以降の子どもに対する保育士養成の必要性が語られた。実習では、実習期間を長期化することの必要性があげられた。さらに、実習生を受け入れる保育所の保護者としては、「子どもがい

ろいろな年代の人と関わりながら育ててほしいので、いろいろな人が保育所に入出入りすることはよい」という意見もあった。一方、養護系施設では、施設は入所児童の生活の場であるので、自分たちの生活のルール（初めて会う人への挨拶等）は最低限してほしいとも語られた。保育士資格取得のために養成校卒業に加えて国家試験を課すかについては、専門性の向上のためにも、また意欲のある質の高い保育士を養成するためにも、導入されることが望ましいという意見があげられたが、その一方で学力以外の「人を受容できる心」などの適性を判定する仕組みの必要性についても指摘された。

また、保育士試験については、これを反対する意見（廃止する）と何らかの形で実習を取り入れる仕組みを導入し、子どもが1日の大半を過ごす保育所での体験の必要性が指摘された。養成校卒業後のステップアップについては、養成課程で身につけることが求められること以外にも、現場に出てからでなければ学ぶことができないこともあるのではないかと意見があげられた。

以上、調査対象者からあげられた望ましい保育士像についての意見では、「子ども主体」、「子どもへの愛情」、「親身に向き合う姿勢」「障害の受容への援助」など子どもや保護者の立場に立ち、個別に対応することのできる保育士（職員）の姿が実在の姿として評価される一方で、「子どもの人権の尊重」や「保護者への対応」（特にコミュニケーションスキル）においては、問題となる保育士の姿が具体的な例示とともにあげられ、改善すべき課題が指摘された。また、これらの課題は保育士養成課程においてのみ改善されるものではなく、養成課程における基礎的な専門知識の習得を土台とし、現場に出てからの専門職としての経験と振り返りの積み重ねにより、獲得されていくものであることが示唆された。

2. 保育士養成課程（カリキュラム）について

本研究では、保育士養成課程（カリキュラム）を検討するにあたって二つの方向から検討することとした。一つは、現行（平成14年度から施行）

の養成課程を基礎にするものであり、いまひとつは、現行のものにはとらわれず、現在、また今後保育士に要請されるニーズに応えるものとして、あらたな視点から、養成課程を考えてみるというものである。ただ、この2つの案を考えるに際して、

①社会の要請（保育所保育指針の改定等）に応える必修科目の検討

②2年制養成課程の総単位数は、現行通り68単位とする

③4年制養成課程は、2年制課程を基礎として、より専門性を深化、拡充させる

④現職保育士等のステップアップの仕組みをつくる

⑤原則として、専門科目、教養科目とも大綱化して養成校の独自性を保証することなどを共通の前提とした。

（1）保育士養成課程（カリキュラム）A案

A案は、現行の保育士養成課程を基本におきながら、保育所保育指針改定の内容を反映させるなど、時代と社会の要請を視野に入れた改編を試みた。検討にあたって以下の点を基本方針とした。①保育所保育指針改定の内容を反映させる、②専門科目、教養科目ともに大綱化し、養成校の独自性を保証する、4年制養成課程においても、養成校独自に設置可能な選択必修単位の幅を増やし、学位に見合ったラーニングアウトカムズを大学ごとに担保するという高等教育改革の方向性と歩調を合わせる、③時代と社会のニーズに合わせて、必修科目を入れ替えるなど科目の精選を図り、一方で、前回改定以降の法改正等に鑑み、必要な教科目を追加するなどである。

1) 2年制養成課程案

2年制養成課程は、総単位数を68単位（短期大学士62単位）とし、現行の養成課程から減らさないこととした。

①名称・内容を変更しない教科目

・「社会福祉」（講義2）・「児童福祉」（講義2）・「養護原理」（講義2）・「養護内容」（演習1）・「基礎技能」（演習4）・「乳児保育」（演習2）・「障害児保育」（演習1）・「保育実習」（実習指導1単位・実習4単位）・「保育内容」（演習6）・「社会福祉援助技術」（演習2）

（演習1）・「基礎技能」（演習4）・「乳児保育」（演習2）・「障害児保育」（演習1）・「保育実習」（実習指導1単位・実習4単位）・「保育内容」（演習6）・「社会福祉援助技術」（演習2）

②名称・内容の変更を行う教科目

a「保育原理」（講義4）→「保育原理」（講義2）+「保育者論」（講義2）

現行の「保育原理」は講義4単位であるが、「保育原理」を講義2単位とし、保育士の倫理、専門性の向上に関する学習の強化を図るために「保育者論」（講義2）を新設。

b「家族援助論」（講義2）→「家庭支援論」（講義2）

子どもの背景にある家庭を支援する、という視点を明確にするために名称変更を行う。

c「障害児保育」→「特別支援保育」

発達障害、障害児と障害が疑われる子どもへのケア、また障害受容が難しい保護者支援や対応等を内容とする。

③改編を行う教科目

a「発達心理学」（講義2）・「教育心理学」（講義2）→「発達心理学」（講義2）

「教育心理学」（講義2）を「発達心理学」（講義2）に統合する。

b「小児保健」（講義4・実習1）・「精神保健」（講義2）→「小児保健」（講義4・実習1）

「小児保健」（講義4・実習1）を、精神保健を含むものと明記した上で5単位とする

c「小児栄養」（演習2）→「小児栄養」（演習2）とし、保育の場における実践的な食育に関する学習は、「保育内容」で中心的に行う。

④新設・強化する教科目

a「計画と評価」（講義2）を新設する。

保育課程、指導計画、評価等について扱う。保育所保育に限らず児童養護施設や乳児院など福祉施設における計画と評価等も含む。

b「保育実習Ⅱ・Ⅲ」に「保育実習Ⅱ・Ⅲ事前事後指導」1単位を加える。

- c 教養科目は大綱化を図り、教養科目8単位をすべて学校の裁量で科目指定する。
- d 必修選択科目を8単位→11単位に増加する。養成校が設置する選択科目を20単位以上とし、そのうち11単位を、取得すべき選択必修科目とする。
- e 「総合演習」を必修科目としては廃止する。

2) 4年制課程に関する提案

① 4年制養成課程に関する基本的な考え方

4年制養成課程は、2年制課程に新たに2年間の養成を付加するのではなく、従来の課程を4年制に広げて、充実させる（拡充する）という考え方を基本とする。

総単位数を90単位（学士124単位）として、養成校の独自性をより打ち出せるよう配慮する。ちなみに、幼稚園教諭免許状の場合、二種（短期大学等）は39単位、一種（大学）は59単位である。さらに、実習の違いによるA1案とA2案の二通りを構想した。

② 新設・強化される教科科目（A1案・A2案共通）

a 「施設経営論」（講義2）施設長の責務、研修、協働、連携等を内容とする。

b 「家庭支援演習」（演習2、A1案選択必修・A2案必修）を新設する。

保護者支援の具体的な方法、地域子育て支援、地域との交流や連携について学ぶ。

c 「基礎技能」（演習）4単位→6単位に増加する

③ A1案独自の科目

a 「保育実習IVまたはV」を設置する。実習の充実を図るため、保育所実習または施設実習を2単位+事前事後指導1単位をおく。

b 「児童福祉施設インターンシップ」（必修1）を設置する。実質30時間程度の保育現場での実地体験を自主的に行う。適切な進路選択に資するとともに、実践経験を積む。

④ A2案独自の科目

a 「保育実習IVまたはV」を設置。専門性の充実として長期実習を実施する。

保育所実習または施設実習12単位+事前事後指導1単位を置く。

(3) 保育士養成課程（カリキュラム）B案

1) 保育士の専門性のコア

あらたな視点から保育士養成課程を考えるにあたり、まず、保育士の専門性の抽出を行った。手続きとしては、保育士が働くことが想定される職場を7カ所（保育所、乳児院・児童養護施設、障害児・者施設、認定こども園、児童館、子育て支援拠点）とり上げ、法律（児童福祉法・児童福祉施設最低基準）や、法律に準ずる文書、国の検討会の報告書等などにに基づき、それぞれの職場に必要なとされる専門性を抽出した。これらの7カ所から抽出されたもののうち、各領域を横断して共通性が高いもの、及び保育士としての専門性の土台となると考えられるもののいずれかに該当するものを「保育士の専門性のコア」と位置づけた。

「保育士の専門性のコア」として具体的に抽出されたものの例は、以下の通りである。

① 保護者支援に関すること

例えば、保護者のニーズを把握する力、個別援助できる力、家庭と連携していく力など

② 地域の子育て支援に関すること

例えば、地域のニーズを把握する力、育児グループ、サークル、ボランティア活動をサポートする力、親同士の関係形成をサポートする力など

③ 保育士の倫理に関すること

例えば、保育士として規範となる原理を身につける力、いのちに向き合う力、子どもの最善の利益を考えられる力、守秘義務、個人情報の保護を實踐できる力、子どもの人権に配慮できる力など

④ 保育（実践）に関すること

例えば、環境や子どもの変化に気づける力、子どものニーズを把握する力、感動を言葉や体で表現できる力、子どもが自発的、意欲的にかかわることができる環境を構成する力など

⑤ 自己評価・研修・スーパービジョンに関すること

例えば、個別ケース検討を行える力、総合的にコーディネート・ケースマネジメントできる力、

保育実践を振り返ることができる力など

⑥ 学校との連携に関すること

例えば、関係機関との連携を強めることができる力、地域に出向いて家庭を支援する力、総合的にコーディネート・ケースマネジメントができる力など

⑦ 協働（チームケア・保育士同士、他職種、地域との交流や連携、ネットワーク）に関すること

例えば、関係機関との連携を強めることができる力、虐待に対応できる力、物事を多面的に捉える力など

以上の「保育士の専門性のコア」をもとに、2年制養成課程を基礎（基礎資格）とし、4年制養成課程については2年制養成課程での学びを基礎に、さらに専門性を深めるものと考えた。

2) 2年制養成課程（カリキュラム）案

「保育士の専門性のコア」を修得するための保育士養成課程（2年制）を、以下のように考えた。

① 名称・内容を変更しない教科目

・社会福祉（講義2）・児童福祉（講義2）・養護原理（講義2）・教育原理（講義2）・発達心理学（講義2）・基礎技能（演習4）・乳児保育（演習2）・障害児保育（演習1）・養護内容（演習1）・家族援助論（講義2）・保育実習（実習5）・教養科目（8）

② 名称・内容の変更を行う教科目

名称・内容の変更を行う必要があると考えた教科目は次の通りである。

- a 保育原理（講義4）→保育原理（講義2）＋保育者論（講義2）の形にすることにより、保育士の倫理、専門性の向上に関する学習の強化を図る。
- b 社会福祉援助技術（演習2）→相談援助Ⅱ（演習2）と名称変更し、ソーシャルワークについて学ぶ。相談援助Ⅰと相談援助Ⅱの内容の連続性を確保する。（相談援助Ⅰは詳述）
- c 総合演習（演習2）→保育実践演習（演習2）とし、人間の権利と福祉に係わる実践研究を行う。保育士養成課程での学び全体を振り返る科目としての性格をもたせる。

d 保育内容（演習6）→従来の5領域を中心とした学びに加え、養護（生命の保持・情緒の安定）に関する内容を強化し、保育内容総論の内容も含む。

③ 改編を行う教科目

教科目の改編を行う必要があると考えた教科目は次の通りである。

- a 教育心理学（講義2）→発達心理学に従来の教育心理学における学習内容を組み込み、保育実践との関連が密接な教科目とする。
- b 小児保健（講義・実習5）と精神保健（講義2）→小児保健（講義4・演習1）とし、小児保健の中に、現行の精神保健における学習内容（心身の健康に関する学習）を組み込む。
- c 小児栄養（演習2）→小児栄養（講義2）とし、保育の場における実践的な食育に関する学習は、保育内容の中で中心的に行う。

④ 新設・強化する教科目

新たに開設、強化する教科目は次の通りである。

- a 地域福祉（講義2）を新設する。これは、保育士が働くいずれの領域においても、施設内だけでなく、地域に目を向けて協働していくことの重要性が高まっている現状を受けている。たとえば、保育所における地域子育て支援、小学校・地域社会資源との連携などである。
- b 相談援助Ⅰ（演習1）を新設する。保育士が家庭への支援を行う必要性が高まっていること、保育所保育指針、社会的養護専門員会の提言等において、保護者への支援が要請されていることなどから、保護者支援のためのスキルを学ぶ教科目として設置する。
- c 計画と評価（講義2）を新設する。保育所における保育課程・指導計画、養護系・障害系施設における自立支援計画など、保育士が働くいずれの領域においても、計画の作成と実践の評価は行われる。
- d 保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ（実習2）→保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ（実習指導1＋実習2）の形にし、内容を強化する。

3) 4年制養成課程（カリキュラム）案